

# 建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG

## 第1回 議事要旨

---

■日 時 2023（令和5）年6月23日（金） 10：00～12：00

■場 所 Web 会議形式

■議 事

1. 開会

2. 挨拶

3. 委員紹介

- ・ 事務局より、資料1設置要綱と資料2の委員名簿について説明

4. 座長挨拶

（座長）

- ・ 皆様、おはようございます。早朝よりお集まり頂きまして、ありがとうございます。私から一言だけご挨拶をさせて頂きたいと思います。
- ・ 建築設計標準のフォローアップ会議ができてから2年たちました。この2年間、皆様に様々なご意見を頂きまして、ありがとうございます。改めてこの場で感謝申し上げたいと思います。また、本日初めてご参加される方もいらっしゃると思いますが、よろしく願いいたします。
- ・ この2年間の間に、全国の好事例や設計標準をより効果的に活用していくためにどうするか、という議論をそれぞれの会議でさせて頂きました。先ほど今村参事官からご挨拶がありましたが、小規模建築、劇場の誘導基準、その他対象施設の拡充等があったかと思います。全ての課題を一度に検討していくことはなかなか難しいですが、順を追って、より良い方向に展開できればと思います。
- ・ そして、既にご承知だと思いますが、昨年9月に国連の障害者権利委員会から、日本政府に対して総括所見（勧告）が出されました。バリアフリー法制度・政策に関する一定の評価は得ているところですが、例えば身近な生活環境、あるいは専門家の教育などの問題が残っております。そういうことも含め、このバリアフリー検討WG、あるいはフォローアップ会議全体でさらに詰めて頂ければと思っています。
- ・ 限られた時間になりますが、たくさんのご意見を皆様方から頂きたいと思いますので、よろしく願いします。

5. 議事

（1）バリアフリー基準の見直しに関する検討WGの設置について（資料2）

以下の資料について事務局より説明

- 資料2 バリアフリー基準の見直しに関する検討WGの設置について

（座長）

- ・ ご説明、ありがとうございました。それでは、まず資料2のWG設置について、皆様方から

のご意見等ありますでしょうか。

- ・ それでは、議題の2つ目の「実態調査結果」、続けて「基準見直しの方向性（案）」について、事務局から一括してご説明を頂き、その後、皆様方からのご意見をお伺いできればと思います。

## （2）実態調査結果（資料3）

以下の資料について事務局より説明

- 資料3 実態調査結果

## （3）基準見直しの方向性（案）

以下の資料について事務局より説明

- 資料4 建築物のバリアフリー基準の見直しの方向性（案）

## （4）意見交換

### （座長）

- ・ ご説明ありがとうございました。それでは、これから皆様方と一緒に意見交換をさせていただきたいと思います。通常、このような場では当事者の方が積極的にご発言されますが、関連団体や事業者団体へ、私から一通り振らせて頂いて、その後、障害者、高齢者団体の方にご発言頂きたいと思います。ご協力をお願いします。
- ・ 3つのテーマ「便所」「駐車場」「客席」があり、データとしてはそれぞれ重なる部分もあります。あるいは方向性についてもつながっているところありますが、まずは「便所」に関してのご意見、またはご感想、方向性などについてご発言をお願いします。その後、「駐車場」「客席」と順に進めさせていただきます。

### （委員）

- ・ 事前に資料を拝見し、一連の実態調査の結果報告、最終的な基準案についてご説明頂きました。率直に言って、実態も踏まえた非常にリーズナブルで、適正な新しい基準だと私自身は考えております。

### （委員）

- ・ ご説明ありがとうございました。新しい基準の案も示されており、基本的な方向性はこれで良いと感じております。一方で、具体的な数字については、こちら側の実態も把握しながら、委員から正式にまたご意見をさせて頂ければと思います。よろしくをお願いします。

### （委員）

- ・ ご説明ありがとうございました。調査の結果については、このような状況かなと感じています。今後の見直しの方向性について、確かに各階ごとに車椅子利用者用便房がないことについては、特に大規模なショッピングセンター・商業施設のような場合は、現状からすると各階ごとにないと厳しいということ、実態として私どもも理解をしているつもりです。
- ・ 1点確認です。今回の基準見直しの対象になる部分については、新規の施設だけという考え方でよいか、それとも既存施設も対象になるのか、そのあたりが非常に気になるので、ご教示頂ければと思います。

### （委員）

- ・ ご説明ありがとうございました。トイレに関する基準について、前のご発言にもありましたとおり、現行のものも対象になるかは気になるところです。
- ・ 新規出店の店舗、あるいは改装・リニューアルを行う店舗等については、利用者がストレスなく利用できるトイレの環境づくりは大切な部分だと事業者としては理解しており、大型店舗も充実化の取り組みを進めているところです。現にそれがニーズにきちんと合致するかどうかまでは別としましても、そういう意思を持って行っているということをお伝えさせていただきますと思います。
- ・ 多層階にわたるフロア構成の場合に、特に現行の店舗でどのように形づくっていくべきかというところは、理想と現実の狭間の中で、少しここは検討といいますか、悩む余地があるところだと理解をしております。

(委員)

- ・ 駐車場に関してはあまりトイレが設置されていることはないのかと思いますので、そこについては、コメントは差し控えさせていただきます。
- ・ 今回、私自身が初めて参加しますので、2点ほど確認させて顶きたいのですが、1つは、前の2人も質問されていましたが既存の駐車場についても適用されるのかどうかというところです。既存の駐車場にも適用される場合、改造するための期間、費用、様々な問題がありますので、例えば「経過措置として何年以内に」といったことが認められるのかどうか、こういったところが気になっております。
- ・ もう一つは、これはあまり議論をする必要はないのかもしれないのですが、そもそも数が現状足りないから見直そうということになっているという理解でよろしいのでしょうか。方向性として増やすのは良いと思いますが、もし十分足りているのであれば、増やしても使われないだけになってしまいます。この2点、確認させて頂ければと思いました。

(委員)

- ・ ご説明ありがとうございました。我々の団体は現場（興行会社）が非常に多いので、全てをこちらの事務局で把握している訳ではございません。現場の皆さんの声を聞きたいとは思いますが、便器の数に関しましては、今、興行場法では、便器の数が多ということで、見直しを申し入れているという現状です。その中で、バリアフリートイレ設置の必要性を感じていますので、いろいろと検討させて頂くことになると思います。
- ・ また、駐車場に関して、シネマコンプレックス（以下、シネコンという）というのは大きな商業施設の中に入っておりますので、特に関係がないのではと思います。
- ・ 先ほど、97%にバリアフリー席が設置されているとの説明がありました。最近の映画館では4Dというシステムをつくっており、これはもともとアトラクション系のスクリーンで、椅子自体が動くことと連動したアトラクションになっています。こちらでは車椅子のスペースはなく、椅子に座られて、初めてアトラクションが連動する形になりますので、こちらのスクリーンではバリアフリー席は設置されていません。少し誤解のなきようにして頂きたいのですが、実態としては、たぶんその部分を引きますと、100%のスクリーンでバリアフリーの車椅子席はつくられていると私は確信しております。
- ・ 映画館にはハード面とソフト面、両方あると思います。車椅子の席があるから、それだけで良いかという、車椅子の席の方のニーズ、ここで見たいといったご要望がたぶんあると思

います。それに対しては、各興行会社の現場がそのような席をご希望の方のご要望をスタッフが聞きながら、ソフト面でお手伝いをして快適に観て頂くということをしております。ハード面と、ソフト面の両方が連動していかないと決してバリアフリーにはならないのではないかと考えています。

(委員)

- ・ 調査結果のご報告ありがとうございます。トイレについてですが、劇場・音楽堂等の楽屋に配置されるトイレについてです。舞台と客席の関係は重要ですが、舞台と楽屋については一体で検討していただきたい。舞台とは区切られ配置され出演前の準備等に利用されますが、障害者用のトイレのない施設がほとんどだと思います。
- ・ 楽屋についてもう1件、楽屋の個室に入るためのドアの実効幅についてのバリアフリーについてです。ドアは一枚ものの室内に向かって片開きが多く、電動車いすの出入りにはギリギリの開口寸法、介助者の助けを必要としている。
- ・ 基準を作りフロアごとに設置するとの説明がありましたが、利用の実態に合わせ検討していただきたい。「面積に応じて定める数」とし、可能であれば具体的な数値も出していただいたほうが良いと思います。

(委員)

- ・ 私どもとしましては、既存のものにどういう形で遡及されるかということと、例えば増築や改築があったときの法的な考え方についてご指導頂ければと考えます。よろしく願います。

(委員)

- ・ ご説明ありがとうございます。現状を踏まえて義務基準の個数を検討されるのは、無理のない現状に即した設定の仕方ということで受け入れやすいただろうと感じました。
- ・ 面積、階数に応じて設置数を決める方向性が、ふさわしい適切な数の検討をされている、良い方向だと考えております。
- ・ ただし、現状は現状として良いのですが、例えば諸外国の福祉関係や、バリアフリーの先進国の水準と照らし合わせて実態がどこまでになっているのか。もしくは本来あるべきゴールがどのくらいの水準か、そこに一足飛びには行けないと思いますが、ロードマップのようなものがあると、段階的にそれに近づいていけるといった、中長期的な位置づけがあると非常に理解が進みやすいのではないかと印象を受けております。

(委員)

- ・ ご説明ありがとうございます。義務基準の見直しの方向性の説明の中で、階に設置するトイレの数、もしくは面積に応じて等、選択できる幅を持たせて頂けるのが大変ありがたいと思います。基準の見直しの方向性については賛成ですが、先ほど楽屋の話もありましたが、建物ごとで用途の特性や、立地の特性がありますので、そのあたり、設計者にある程度の裁量を持たせた基準にして頂けるとありがたいと思います。

(委員)

- ・ 本当によく調べて頂いて、私たちも勉強させて頂いているところです。2ページ目の車椅子使用者用便房の整備実態の中の複数階に便所のある建物の中で、1,000～1,500㎡と1,500～2,000㎡で、全ての階にある割合に極端に差がありますが、業種体によって、このような大き

な差が生じているのか、もしわかれば教えて頂きたいと思います。ある業種が極端に複数階にトイレがないということであれば、設置基準とはまた別になるかもしれませんが、その業種をピンポイント、重点的に改善の方向に持っていけるのかなと感じました。

(委員)

- ・ ご説明ありがとうございます。調査の内容もよくわかって、このレベルかなと思いました。2点ばかり、便房についてです。各階複数について、使う立場からすると、1階のプライオリティが高いので、1階には必ず車椅子利用者用便房を設置することを考えて頂きたいと思います。
- ・ ビルの階数によっては、上部の階にレストラン等があると思うのですが、そのようなところについては、長時間滞在して食事等をするので、必ず車椅子利用者用便房があるべきではないのか。
- ・ もう一点は、劇場の楽屋についても先ほどご発言ありましたが、競技場では選手と観客の動線が異なるので、それぞれにトイレの設置が必要になるのではないかと思います。これについては、トイレとか通路とか駐車場を含めてお願いしたいと思います。

(委員)

- ・ ありがとうございます。まず、基本的にはかなり状況が良くなっていることを鑑みると、義務基準を誘導基準に近づけていくべき、現行の誘導基準のレベルを義務基準としていくべきではないかと思っています。
- ・ 便房に関して、1つの階に1個ずつということと同時に、床面積が非常に広い建物については注意が必要です。2階建ての建物で非常に横に長いなど、1フロアあたりの床面積が広い建物では、トイレを探すのが非常に大変です。そういうことを考えると、床面積と階数を組み合わせた形で便房数の基準を設けて頂きたい。

(委員)

- ・ 今回3つの課題を改善して頂けるということで本当に喜んでおります。ありがとうございます。
- ・ バリアフリートイレですが、色々な用途のビルがあるのでイメージが難しいと思っておりました。特に私たちの利用が多いデパートやショッピングセンターでは、非常に利用者が多いですから、そこを想定して発言したいと思います。
- ・ まず、便房（便所）がある各階にバリアフリートイレを2つ以上設置してほしいと思っています。なぜ2つかといいますと、今バリアフリートイレは非常に利用が多くて、1つだとものごく時間がかかります。長く入っている人もいますので、待たなければいけない。そうすると、バリアフリートイレを見つけて、行って、そこで並んでいてもなかなか空かないということがあります。新しく改修した駅などで土地があるところはバリアフリートイレを複数設置するところも増えてきており、そのような場合比較的利用しやすい。バリアフリートイレは車椅子利用者だけでなく、ベビーカーを使っている人も使われます。デパートなどは私がバリアフリートイレに入って出てくると、ベビーカーが10台ぐらい並んでいたということもあります。それくらいニーズが増えていますので、ぜひ複数、各階に2つ以上として頂きたいと思います。
- ・ あとは、先ほどのご発言にあったように、ワンフロアが広い郊外型のショッピングセンター

などは、2～3階建てですが、非常に広くて、トイレを探すのは大変です。そういう場合は1箇所だけでなく、同じフロアで複数箇所が必要だと思います。

- ・ 目指すべき姿としては、私はアメリカのバリアフリーが一番良いと思います。アメリカに行って驚いたのは、どのお店もバリアフリートイレがあるのです。普通のお店で、それほど大きくなく、トイレが1個しかないときは、必ずそこは広めで車椅子が入れるようにできていました。ですからトイレを探してどこかに行くということは全然ないわけです。男女のトイレがあるところは、必ず1つ車椅子で入れるような広いところがあるので、トイレに行けば車椅子でも利用できる、そういう状況です。それが私は目指すべき姿だと思います。なかなかそこまでは、現時点では難しいかもしれませんので、ぜひ各フロアに2つ以上ということをお願いしたいと思います。
- ・ また、駅では簡易多機能型といって、バリアフリートイレよりは狭いのですが、手動車椅子程度だったら入れるような簡易多機能型トイレも増えています。そういうのも男女のトイレにそれぞれつくってもらえるように検討頂きたいと思います。

(座長) :

- ・ 質問として、新築、既存に遡及していくのかどうか、これはトイレの問題だけではなく共通かと思います。また、資料2ページの、1,500～2,000㎡で少なくなっているのは、用途による影響があるのかどうか、その点だけ簡単に事務局からお答え頂ければと思います。

(事務局) :

- ・ 国土交通省から、既存の場合の規定について、参考資料をご覧ください。参考資料の通しページ25ページの1枚目のスライドになります。こちらの中段にどのような規定がかかるのかを整理しております。2,000㎡以上の特別特定建築物で、新築、増築、改築又は用途変更を行うものについて適合義務がかかります。
- ・ その他、特定建築物につきましては、新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替という場合に努力義務がかかります。また、特別特定建築物におきましても、修繕、模様替を行うような場合については努力義務になります。
- ・ さらに、特に何もしない場合、一般の管理をしているような場合につきましても、特別特定建築物で2,000㎡以上のものは努力義務がかかります。
- ・ なお、特別特定建築物で適用義務がかかる増築、改築、用途変更の場合、2,000㎡以上というのは、増築、改築、又は用途変更をされる場所が2,000㎡以上のものについて対象となります。

(事務局) :

- ・ 1,500～2,000㎡において全ての階に車椅子使用者用便房を設置している割合が落ちている理由のご質問について、データを確認してみたところ、あまり特定の用途に関係はしていません。また元のデータの数が非常に少ないので、この結果が全体の傾向をあらわしているとは考えにくいのではないかと思います。

(座長) :

- ・ ありがとうございます。それでは、続きまして、駐車場関係について順番にご発言をお願いします。

(委員)

- ・ 駐車場に関しても、ビルディングの大規模、中規模の実態も踏まえますと、特段問題ない、

合理的な基準かと考えております。

(委員)

- ・ ありがとうございます。基本的な方向性はこれでよいと感じております。

(委員)

- ・ ご説明頂き、ありがとうございます。調査結果を拝見いたしまして、私どもの業界は台数が非常に多い駐車場が多いことがあります。1点確認ですが、これはあくまでも平面の駐車場等は対象ではなくて、建築物の中に含まれるというか、例えば立体駐車場であるとか、そういうものが対象になるということによろしいのでしょうか。
- ・ また、例えば屋上だけを大規模な駐車場として使っているような建築物もあると思うのですが、それについても対象となるか確認したいです。

(委員)

- ・ 総駐車台数に応じて割合の基準を変えるということで、これは現状の社会情勢に見合ったものだろうと水準的には思います。ただ、パーセントあるいは総駐車台数における個数よりも、一体どの場所で利用者・車椅子ユーザーの方が、本当にストレスなく、不安なく使えるところに設置をされているのかといった、利用実態を踏まえることが大切だと思います。
- ・ なかなかそうならぬにご指摘を頂くことはかなりの割合でありますので、このあたりはチェーンストア経営を進める会社としては、これまでも課題ですけれども、今後も理想は目指していきたい、そのように考えております。

(委員)

- ・ 先ほど勘違いして、駐車場のことについて話をしてしまったので、基本的には同じとなります。トイレは明らかに数が不足していると思うのですが、駐車場の必要性、車椅子の方のための駐車場の車室数が不足しているのかどうかというのは実際に調査結果があるのか確認させて頂きたいというのが1つでございます。
- ・ それと、これはこの場で話すことではないと思うのですが、せっかく車椅子の方のための車室を用意しても、そうでない方が使ってしまう例が多く、本当に必要な方が使えないということがあるので、その部分をどう担保するかというのも、どこかで議論したほうが良いのではないかと感じております。

(委員)

- ・ 私も先ほど申しましたけれども、直接的にはモールに入っているのに関係ないのですが、お客さまのことを考えますと、できればシネコンのそばにも、障害者用の駐車場は設けて頂きたいということになります。

(委員)

- ・ 劇場・音楽堂等では、お客様が高齢化してきており、杖をついて来館される方が大変増えていきます、これは車椅子予備軍の増加傾向にあると考えていまして、杖の方でも車で送り迎えでなく（自ら運転して）駐車場を利用する方も増加傾向にありますので、今の基準（1パーセント）で劇場・音楽堂等では足りるのだろうか疑問です。基準を検討される場合は都市部ではなく、地方都市の公共交通機関の状況も加味されることを希望します。

(委員)

- ・ この件に関しては特にはないです。個人的な意見ですが、世の中の流れ的に、これからはEV

車が来た場合の緊急の充電装置のようなものを1つぐらいは設置されたほうが良いのではないかと感じました。

(委員)

- ・ 駐車場について、こちらを車を前提とした移動手段を今想定されていると思います。今後モビリティの考え方が、またどんどん変わっていくと想定されますので、車を使った移動ではないバスや、もう少し違う、公共交通機関の利用も踏まえて、適切なニーズ（車を使いたいと思われる方のニーズ）を予測する必要があると感じております。

(座長)：

- ・ ありがとうございます。特に地方都市や大都市でのモビリティの問題と、駐車場の問題とのリンクがされてなければいけないというようなご意見だと思います。

(委員)

- ・ 駐車場に対して特に意見はないのですが、確かに駅前等では1台駐車場を確保するだけでも厳しいときもありますし、地方のロードサイドでは、3台でも4台でもとれるような場所もありますので、この全体の駐車台数に応じた割合という形で良いと思います。

(委員)

- ・ 大都市圏と地方と少し区別をして考えても良いと思っています。動線も含め、交通機関の利便性のある建築物と、先ほどもご発言されていましたが、公共交通機関の使いにくい場所を区別して考えてもよいと思いました。
- ・ 車椅子障害者用の駐車場は幅をとらなければならないのですが、ニーズに応じて、催しによって利用者が多い場合は3台分を2台分にするなど、応変的な対応策を講じても良いと感じています。

(委員)

- ・ 駐車場に関して1点です。パーキング・パーミット制度というのは皆さんご存じだと思いますが、地方公共団体ではたぶん70%以上のところで採用されています。パーキング・パーミット制度の内容として、対象者は身体障害者以外に知的障害者、精神、難病、高齢者、妊産婦、けが人等も一応対象になっている地方公共団体もあります。そのため、こういったパーキング・パーミット制度の普及等も含めると、車椅子以外の方も実際に対象となりますので、この制度との絡みでパーセントがもっと増える可能性があるのではないかというのが私の意見でございます。

(座長)：

- ・ パーキング・パーミット制度については、バリアフリー政策課でも昨年議論させて頂いているところで、関連してくる部分があるかと思います。建築設計標準の見直しのときに既に入っていますが、表現の仕方については色々と工夫をしていく必要があります。

(委員)

- ・ パーキング・パーミットを全国的に統一するようなルールを国交省で早急につくって頂きたい。相変わらず実現していないので、それが1点目です。
- ・ 2点目としては、マナー違反駐車がかなり多い現状について、どう解決するか。先ほど他の方からのご発言がありました。マナー違反駐車についてどう取り扱うかという課題について、このWGでも良いですし、きちんと意見交換して対策を考えて頂きたい。これによって私たち



も駐車場を使いやすくなります。

- ・ 車椅子利用者用駐車施設のマナー違反駐車が多い理由として、一般の駐車区画と区別がつかないこともあるので、車椅子利用者用駐車施設についてははっきり識別できるよう、全面青色塗装でカラーリングして、一般の駐車区画と違うのだということを明示して頂きたいというのが3点目です。私たちにとって駐車場は非常に大事なポイントですので、ぜひそのあたりの考え方も盛り込んで頂きたい。

(委員)

- ・ 幾つか質問があります。今、10台とか20台程度の小さなコインパーキングが普及していますが、これは今回対象に含まれるのかどうかについて、後で教えてください。
- ・ また、立体駐車場の話も出たのですが、それもここに含まれるか確認させてください。立体駐車場の場合は、乗り降りするスペースの広さが大切になってくると思います。
- ・ 方向性に対する意見として、私は1%では少ないと思います。アメリカはADAのもとにADAスタンダードという基準があり、追加の意見で表をお送りしたいのですが、台数の規模に応じて細かく台数が決められています。例えば25台以下の場合は1つ、50台以下の場合は2つというように細かくなっていて、500台を超えたとき、そこから2%という基準になっています。私はこれと同じように少ない台数のところの割合は少し手厚くし、全体としては2%というのを基本にすべきだと思います。現状で1%設置しているのが98%ということですので、それであれば、上を目指して2%にして頂きたいと思います。
- ・ パーキング・パーミットについて、去年の国交省の検討会で指針をつくりました。3.5m幅のスペースに関して車椅子使用者に限る、ただ、歩行困難の人たちは優先駐車区画、普通の2.5m幅で出入口に近いといった優先駐車区画のダブルスペース方式でまとめておりました。それも考えると、今回の基準の見直しの中に、歩行困難者等を含める優先駐車区画2.5m幅、その基準もつくっておく必要があるのではないかと思いました。

(座長) :

- ・ 質問が2点ほどありましたので、そちらのほうを回答させて頂きたいと思います。最初、附置駐車場絡みのことですね。

(事務局) :

- ・ 駐車場の関係の平面の駐車場は対象外で、立駐のみが対象になるのかというご質問ですが、建物に附属して、一般の方が利用される駐車場として設置されているもの、特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用するものとして設置されるものにつきましては対象となりますので、平面のものも対象となります。
- ・ その他、併せてご質問頂いておりましたコインパーキングの場合、建築物がないものについては対象外となります。ただ、立体駐車場という形での駐車設備になりますと、特別特定建築物の、参考資料の5ページ目のスライドの17番のところにある自動車の駐車のための施設に該当しますので、こちらで2,000㎡を超える新築をする場合は、適合義務の対象になります。

(座長) :

- ・ ありがとうございます。
- ・ それでは、客席に移らせて頂きたいと思います。

(委員)

- ・ この部分については、特段意見はありません。

(委員)

- ・ 私どもも以前と違って、M I C Eに対応し、劇場のようなものを各社がつくることも増えておりますので、各社に聞いた上で検討したいと思います。

(委員)

- ・ 調査結果を拝見しました。ショッピングセンターの場合はシネコンが多いのですが、例えばシネコンの場合、5スクリーン、10スクリーンとか、客席の多い・少ない幾つものスクリーンがありますが、この場合、あくまでもスクリーンごとの客席数に応じてという形でお考えになっているのかどうかの確認が1点です。
- ・ 先ほどご発言があったように、お客様のニーズ、リクエストが結構多岐にわたっているということもあるので、なかなか一概にどういう形で設置をしたら良いのかが決められない部分もあり、ある程度、柔軟に対応できるような基準のつくり方にして頂ければ良いと思っております。

(委員)

- ・ 私どもの会員社で該当するところは限られると思いますが、前のご発言と同様の考え方になると思います。

(委員)

- ・ この件に関しては特に意見ありません。

(委員)

- ・ 先ほどと重複しますが、まず、固定のスペースに関する基準値の0.5%というのは、映画館の場合はクリアされていますので、特に我々から問題を提示することではないです。一方で、スクリーンによって、先ほど言いました4Dのスクリーンなどは、実際には席に座って楽しんで頂くということになりますので、全てのスクリーンにおいて、この基準を当てはめられるわけではないと思います。こういう場合に対応した例外基準というものもつくって頂きたいと思います。
- ・ また、お客様のニーズに応えた形で、ここで見たいという席がある場合、臨機応変に対応したいと思います。
- ・ 車いすスペースが常に埋まっているわけではありませんので、経営的見地からしますと、スペースを有効的に活用することも併せて考えねばなりません。あまりにも大きなスペースを常に用意しておくということに関しては、個社の考え方もありますが、議論すべきところです。そのことから、0.5%というのはわかりやすい基準ではあると思います。ただ、現状は0.5%を優に超えていますので、我々としても最善な形をご提供できるように考えたいと思います。

(座長)：

- ・ ありがとうございます。今の話でもテーマパーク絡みのところなども出てくるかと思いません。今後検討していかなければいけない課題だと思います。

(委員)

- ・ 客席の設置や配置については、主に設置自治体の先決事項なので運営面での意見を述べます。
- ・ 運営面での課題として、車椅子の方のお席を決めるときの舞台の見え方(サイトライン等)

になります。前のお客様が立ってしまったときに舞台が見えない、音が聞こえにくいなど、様々な問題がございます。

- ・ もう一つの課題は、地域の文化施設というのは、何%の車椅子が来るかということではなく、例えば障害のある方々が地域大会の開催や、市民参加事業などの開催では車椅子利用客数は20台～30台というのはあるわけなので、それをどのように対応するか？仮設の車いす席の設置が可能か等、運用の面では大変難しい課題です。
- ・ 客席には、健常者のためのサイトラインを確保するために段差がついています。これは車椅子の方から見ると大きな障壁となります、それをどういうふうにするのか。
- ・ 1つだけマイナス思考のお話しをしますと、今、1,000人規模のホールで、25席ぐらいの車椅子席をつくっているところで、基準が1%なので改修で席数を減らそうという動きがあり、それに対してどのように対応したら良いかというご質問を頂いたことがありました。そういう現状があるということをお知らせしたい。
- ・ 我々運営者は1席でも多くお客様に入って鑑賞して頂きたい。それは有料の指定席の場合、自由席の時もありますが、そのお客様への対応を考えていくことです。移動用の車椅子席をどのような形で設定できるか、この視点をふまえると、単純に固定席の0.5%以上に増やせば良いのか？
- ・ 客席の通路幅などは消防法の中で規定されているが、電動車椅子又はストレッチャー型の車椅子のお客様が、自分の見たい場所で見られるかということ、それは不可能になっている現状です、運営の課題であるとともに、できればハード面の基準の設定で解決できるとうれいなと思っています。
- ・ 設計の工夫については、この後、設計標準等の見直しの際にまたご意見を伺う機会があると思いますので、本日の段階での資料に基づいたお話だけ頂ければと思います。

(委員)

- ・ 特にございません。基準を決めて頂ければ結構です。

(委員)

- ・ 特にこれについて申し上げることはございません。

(委員)

- ・ 資料に対しては特に問題ありません。先ほどのご発言にあったように、多様な使われ方に対応する設計を考えていきたいと思いました。

(委員)

- ・ 私も0.5%はあまりにも少ないのかなというように感じました。大規模観覧劇場的なものについては、ほぼ1%以上になっているものですから、0.5%だと友達同士で行くにしても少ないのかなと思います。また、観客席や客席数に応じて、場所も複数箇所必要なのではというように思っております。何より場所がほぼ決められるわけですから、誘導體制も必要かなと感じております。

(委員)

- ・ 先ほどのご発言にあった多様な席の使い方について私もすごく同意します。実際シネコンなどの映画では車椅子の席はかなり前方のところ、少し首を上げないと見れないサイトラインとなっています。私の場合は、2時間は長時間なので、椅子で見るといって、そういう多様

な使い方をしています。実際スペースの使い方の多様化というのはかなり議論があるのではないかと思います。

(委員)

- ・ 今、ご発言がありましたが、私も同様です。私の場合は一般の座席に移乗できませんので、一番前の車椅子スペースで見るのが結構多く、映画館では非常に見づらいです。できれば、もう少し後ろのほうに車椅子スペースを設けてもらいたいと思います。設置数の基準については、200席以下の2%など、そろそろ誘導基準を義務基準に引き上げて頂ければと思います。

(委員)

- ・ 今、お話あったように、用途によって少し違うと思っております。映画館の場合、車椅子席はあるのですが、特に100席前後の小さいホールになりますと、最前列の端にあるんですね。そうするとものすごく見にくいのです。どんなにがらがらであっても、そこでしか見れないというようになる。首が大変になりますし、普通は一番前に座って見ようとなかなか思わないですね。しかも位置が端で、スクリーンがよく見えないのです。これは本当に見にくくて最前列にしか車いす席がないところには、もう行きたくない、みんなそう思っているところです。数を満たせば良いという問題ではなくて、設置場所の基準も必要だと思います。
- ・ また、小さいところでは、1つしかない場合がありますが、そうすると、私と車椅子の友達2人で行こうとしたら一緒に見れなくなる、そういう劇場があります。ですので、私は、最低基準は2席以上というように複数化する必要があると思います。
- ・ 総席数ですが、0.5%以上という誘導基準を昨年つくって頂きました。200席未満の場合は2%、2,000席未満の場合は1%+2、とかなり良くつくって頂きましたので、この誘導基準を義務基準にして頂きたいと思っています。
- ・ このときに可動席の取り扱いがあります。普段は一般の席にしておいて、座席を外すと車椅子の席になるというものですが、これは車椅子席にはカウントしないで頂きたいと思います。これは主催者が選ぶわけですが、ほとんどが一般の人に売ってしまっていて、そこで見ることはほぼできません。ですのでふだんは一般の席で、取り外して車椅子席になるものは基準には含めないで頂きたいと思います。
- ・ 幾つかその他にも課題があります。サイトラインについて、映画館は立ち上がる人はほとんどいないのでサイトラインの確保はそんなに重要ではないのですが、コンサートとかスポーツ観戦をするところは、みんな立ってしまいます。全く何も見えなくなるので、サイトラインはぜひ確保して頂きたい。そのときは車椅子の目の高さは105cm、前の人の身長は175cmと建築設計標準で書いていますが、こういう数値もぜひ盛り込んで頂きたい。
- ・ 同伴者席、これは必ず横並びにして頂きたい。
- ・ 車椅子席は1箇所集中するのではなくて、垂直水平に分散して頂きたい。
- ・ 前に手すりを設けるときは手すりが視界を遮らないように高さ75cm以下にして頂きたい。
- ・ 今回は含まれないかもしれないが、知的障害があつて声を出してしまう、動き回ってしまう人などが利用できるように、大規模なスタジアムでは区切られた部屋をつくって、そこを提供するというをやっているの、そういったものも必要ではないかと思いました。

(委員)

- ・ 一番気になっているのは、冒頭座長の高橋先生からもご発言があつた、「それぞれが関係し

ているところもある」に関してです。本日は、便所、駐車場、客席、それぞれ独立で意見が出されましたけれども、例えば客席を有する施設ですと、車椅子利用者用客席に応じた車椅子利用者用便房の数も考えていかななくてはいけない。「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」ではそういう考え方に基づいて車椅子利用者用便房の数を算定することになっていますので、基準として関係づけた形でつくるのは難しいかもしれませんが、今回の考え方で整備したときに、矛盾が起こらないかについては確認をしておく必要があると思います。

- ・ 例えば、本日報告された実態調査では、客席を有する施設の車椅子利用者用の客席を調べていますが、その施設において、車椅子利用者用便房がいくつだったのか等の基礎データがあると考えやすいのではないかと思います。

#### (委員)

- ・ 私からは2点ほどお伝えしたいと思います。
- ・ 見直しの方向性としては、整備実態を踏まえつつという1つの見方がされていまして、それが現実的な進め方であるのは理解しております。本日、障害当事者団体の皆さまからご発言頂いたとおり、根本的には障害があろうとなかろうと、便所、駐車場、客席を同じように使えるという公平性の観点、そして利便性の観点が非常に重要だと思いますので、そういったことを常に意識しながら、ないしはそういったことを明示しながら議論していくことが大事だと思います。
- ・ もう一点は、私が研究の対象としております学校施設関係についてです。特別特定建築物に公立の小中学校等が対象となりましたが、文科省の学校施設のバリアフリー化推進指針にも、例えばとりわけ新築、改築時や長寿命化改修の機会を利用して、各階に車椅子利用者用便房を設けることが重要であると明示されています。学校の生活時間など特性を踏まえていく必要があるものがあると思います。ぜひこういったことと連動させながら、設計標準に示しながら、利便性、公平性も併せて示していけると良いと考えました。

#### (委員)

- ・ 私から簡単に2点お伝えいたします。
- ・ 1点目は、義務基準と誘導基準とガイドラインの役割をある程度考えて、適切に見通しをつけていかないと議論が拡散しそうという気がいたしました。特に義務基準をどこに設定するかというのは非常にセンシティブだと思うのですが、今回、色々と当事者の方から頂いた議論も踏まえながら、なるべく良い形に持っていければ良いと思います。
- ・ 2点目ですが、例えば車椅子トイレがワンフロアに1つしかない乳幼児と非常にバッティングするという発言がありました。これは、トイレの数だけではなく、乳幼児連れの設備、これが非常に便利になっているわけですが、どのように設置するのか、それは法律ではなくて、設計標準になってくると思いますが、そこをきちんと整理していくと、問題は減ってくるのではと思います。

#### (委員)

- ・ 1点ですが、基準をつくるにあたって用途が多様ということで、なかなか難しいとは思いますが、このWGで共通の理解・認識をするのはとても大切で、このように議論が色々と広がっていくことは良いことだと思います。
- ・ 例えばですが、トイレに関しましては、先ほどデパートやショッピングモールを想定された

お話がありましたが、私はそのご発言はごもっともだと感じております。ただし、それ以外の用途の中には、面積の関係で多くのトイレが確保できない場合もあると思います。例えば、資料3の3ページの右下にあるような、1階には車椅子利用者用便所が2つあり2階にはないといった1つ飛ばしのレイアウトにした方が、利用者の待ち時間が短くなることが予想され、その場合はエレベーターの位置との関係なども考慮した上で、検討する必要があると思います。用途によってはこのようなものもあり得ると思いますので、それらを排除しない基準となるような議論が進められたら良いと感じております。

#### (座長)

- ・ 皆様ご協力頂きまして、ありがとうございます。この後、本当は意見交換を少ししたいところですが、予定の時間がほぼ終わっておりますので、他者へのご意見や質問、あるいは事務局への質問等がありましたら、後ほどご紹介する追加意見にて提出をお願いします。
- ・ 簡単に私からとりまとめをさせて頂きたいと思います。
- ・ 質問やご提案をたくさん頂きました。今回見直しの方向性ということで数値的な提案をさせて頂きました。かなりの方々より、妥当、妥当以上とのご発言があり、一定のご理解は得られているのではないかと。その上で、義務的な部分と誘導的な部分の調整について、用途や規模、同じフロアの中でも面積だけでは単純に設計上は難しい、数が必要などのご指摘などを複数の方から頂きました。
- ・ 基本的には新築を対象にしていきます。ご指摘されたことで既にガイドラインの中に書かれているものもたくさんあります。したがって設計者が自主的に、あるいは事業者が自主的にガイドラインに沿って工夫して頂くことで相当改善するのもあります。これはフォローアップ会議の大きな目的である建築設計標準の周知徹底であり、業界の関係の方々、設計者の方々に徹底することで相当カバーできるものもある。ただし、ある程度、国の部分で決めておかないと、地方公共団体でもなかなか動けないないというところも現状かと思っております。
- ・ 次回のWGでは引き続き少し論点を整理しながら、皆様方にご提案をさせて頂ければと思いますので、よろしくお願いします。
- ・ それでは、答えきれてない部分もあるかと思いますが、意見交換については、このあたりにさせて頂きます。事務局より議事録の整理、皆様方の追加ご意見等も伺いながら、やりとりをさせて頂ければと思います。場合によっては、途中の段階で各業界団体の方々、あるいは各団体にご意見を追加で伺うというシーンもあるかもしれませんので、ご協力のほどよろしくお願いをしたいと思います。
- ・ それでは、議事進行については、これで終了させて頂きたいと思います。

## 6. その他

## 7. 閉会

以上